

砥部町通学路安全推進会議設置要綱

平成27年2月28日
教育委員会告示第6号

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町立小中学校の通学路の安全対策を円滑に実施するため、関係機関で構成する砥部町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 通学路の安全確保のための基本方針（砥部町通学路交通安全プログラム）に関すること。
- (2) 通学路の合同安全点検に関すること。
- (3) 通学路安全対策の経過及び成果に関すること。
- (4) その他通学路の安全対策の実施に関し必要と認めること。

(構成)

第3条 推進会議は、別表の関係機関で構成する。

(会議)

第4条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集し、これを主宰する。

2 会議は、関係機関の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(意見の聴取)

第5条 教育長は、必要があると認めるときは、関係機関以外の者を会議に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則（平成27年2月28日砥部町教育委員会告示第6号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月1日砥部町教育委員会告示第4号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町通学路安全推進会議設置要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和元年8月2日砥部町教育委員会告示第6号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表

区分	関係機関名
学校	麻生小学校
	宮内小学校
	砥部小学校
	広田小学校
	砥部中学校
道路管理者	松山河川国道事務所
	中予地方局建設部
	砥部町建設課
警察	松山南警察署交通課
	松山南警察署生活安全課
交通安全・防犯対策所管課	砥部町総務課
事務局	砥部町教育委員会学校教育課